

SMBC・ベトナムレポート～税務編

ベトナムの付加価値税①

税率、申告・納税方法、還付手続

付加価値税の基本事項となる税率、申告納税方法、還付手続について説明します。

2019年10月10日

I-GLOCAL CO., LTD.ハノイ事務所
米国公認会計士 逆井将也

E-mail: masaya.sakasai@i-global.com

一. はじめに

ベトナムの付加価値税(以下、VAT)は、日本の消費税と同じく間接税であり、申告・納税義務は企業にあるものの、税金の負担者は最終消費者となるため、原則として企業にとってはコストにはならない。しかし、税額計算方法が日本の帳簿方式と異なり公式領収書であるレッドインボイスを用いることや、2016年の法令改正により従来に比べVATの還付が難しくなったこと等、注意すべき点が多い。本稿より複数回に分け、VATの特徴と実務上の注意点を説明する。本稿ではVATの基本事項となる税率および申告納税方法、還付手続について説明する。

二. 付加価値税の基本事項

1. 税率

VATの標準税率は10%、水や食料品等の必需品には税率5%が適用される。また、輸出取引に対しては税率0%が適用され、輸出加工企業(以下、EPE)に対する取引についても輸出とみなされるため税率0%が適用される。税率0%の取引は、VATの申告・納税義務があり、条件を満たした場合には仕入時のVATの控除や還付が認められる。一方、医療サービスや生命保険等、VATの性質に合わない特定の商品・サービスに対する取引や社会政策上配慮されているものは、日本同様に非課税と定められており、当該取引に対する申告・納税の義務はなく、VATの控除や還付も認められていない。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

なお、ソフトウェアおよびソフトウェアサービスに対するVATは優遇されており非課税となる。対象となるソフトウェアに関しては、Circular 09/2013/TT-BTTTTにリスト化されており、自社の製品もしくはサービスが当リストの中に含まれる場合、VATは非課税となる。しかし、リストの項目には詳細まで規定されておらず、

将来税務調査でリストの項目に該当していないと指摘されるリスクがあるため、対象企業は税務局からオフィシャルレターを取得することを推奨する。

2. 申告納税方法

VATの計算方法には、「控除方式」、「直接方式」の2種類があるが、売上に対するVAT(以下、売上VAT)から仕入に対するVAT(以下、仕入VAT)を控除した後の金額を申告・納税する「控除方式」が一般的であるため、本稿では「控除方式」を適用することを前提で説明する。

企業は商品やサービスを提供するなかで仕入VATを支払い、売上VATを受け取っているため、売上VATから仕入VATを控除した後の金額を申告・納税することとなる。なお、仕入VATが売上VATを超過している場合は、当該超過額を無期限に繰り延べることができ、将来の売上VATと控除することができる。仕入VATの控除には、以下のすべての証憑が必要となるため、注意しなければならない。

- (1) レッドインボイス
- (2) 銀行送金証明書(2,000万VND以上の取引の場合)
- (3) 契約書
- (4) 通関書類(輸出取引の場合)

レッドインボイスについては、会社名、会社住所および税コード等すべての情報が正確に記載されていなければならない、かつベトナム語での記載が求められる。レッドインボイスに不備がある場合は、仕入VATの控除ができないだけでなく、法人税においても損金不算入となってしまうため、慎重に管理することをお勧めする。

申告・納税のタイミングは月次もしくは四半期ごととなり、設立から1年未満の新規設立法人もしくは前年度売上が500億VND以下の場合のみ、四半期申告・納税が可能となる。申告・納税手続きについては、専用のソフトウェアを利用したオンラインでの手続きが求められている。

3. 還付手続

仕入VAT控除後の余った仕入VATに対し、一定の要件を満たした場合は、VATを還付することが可能となる。VAT還付が可能となるのは、新規設立企業の生産開始前もしくは輸出売上に係る仕入取引（輸出売上高の10%が還付上限額）のみとなり、還付要件はそれぞれ以下のすべてを満たすことである。

(1) 新規設立企業の生産開始前の仕入VATの還付要件

- ① 設立から1年以上経過していること。
- ② 仕入VAT残高が3億VND以上あること。
- ③ 資本金が全額拠出されていること（資本金入金期限以降の場合）

(2) 輸出売上に係る仕入VATの還付要件

- ① 仕入VAT残高が3億VND以上あること。
- ② 税関法に基づいた必要書類の用意および申告手続を行っていること。
- ③ 税関法および関連規定において指定される場所で輸出手続が行われていること。

従来、VAT 還付の対象はより広いものであったが、2016 年に法令改正が行われたことで上述に該当する企業のみが対象となってしまった。設立して間もない企業の多くは、初期投資時に多額の仕入 VAT が発生しており、VAT 還付を想定した予算計画を立てることが多かったため、当改正はこのような新規設立企業に対して大きな影響を与えた。

また、(2)に関して、2016 年の法令改正に併せ、輸入品を製造・加工せずに輸出する場合は VAT 還付が認められなくなっていたため、輸入品を製造・加工せずに輸出(EPE への販売も含む)する場合について、2016 年 7 月 1 日～2018 年 1 月 31 日の期間に対する VAT の還付は認められないことに、該当する企業は注意していただきたい。ただし、2018 年 2 月以降は Decree146/2017/ND-CP が発行されたことにより VAT 還付が認められるようになったため、当法令が有効となった 2018 年 2 月 1 日以降の期間に対する VAT 還付が可能と解釈されている（当還付の適用可能時期が明示されていないことによる）。

なお、VAT 還付の申告手続は、従来の紙による申告に加え、オンラインでの申告も可能となっている。レッドインボイス等紙媒体の必要証憑をオンライン上にアップデートする手間がかかることもあり、現時点ではまだ紙による申告が一般的となっている。ただし、2020 年 11 月よりレッドインボイスより電子インボイスへの切り替えが義務化される予定となっており、近年既に電子インボイスを使用する企業も増えてきていることから、今後はオンラインでの申告も一般的になっていくと考えられる。VAT 還付の際には税務調査が行われるのが特徴といえるが、詳細については次回で説明する。

三. おわりに

上述の通り、本稿ではVATの基本事項となる点について説明した。VATは本来コストとはならないものであるが、VATの控除や還付ができるか否かは企業のキャッシュ・フローに大きな影響を与えるため、注意点を押さえておく必要がある。次回はVATに関する税務調査で指摘を受けやすいポイントを中心に、実務上の注意点を説明する。

以上

I-GLOCAL CO., LTD. は2003年にベトナム初の日系会計事務所として設立されました。ベトナム国内に3拠点を有し、企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティング業務、監査、M&A支援、撤退に関する相談までワンストップで提供しております。現在の契約社数は800社を超え、幅広い業種のお客様を支援してきた実績により、豊富な事例に基づいた助言を提案できることが強みです。

逆井 将也(さかさい まさや)

I-GLOCAL CO., LTD.ハノイ事務所 米国公認会計士

慶應義塾大学商学部卒業。生命保険会社で顧客対応、経理、内部統制等に関わる経験を経て、I-GLOCALに入社。ハノイ事務所にて企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティングに従事。